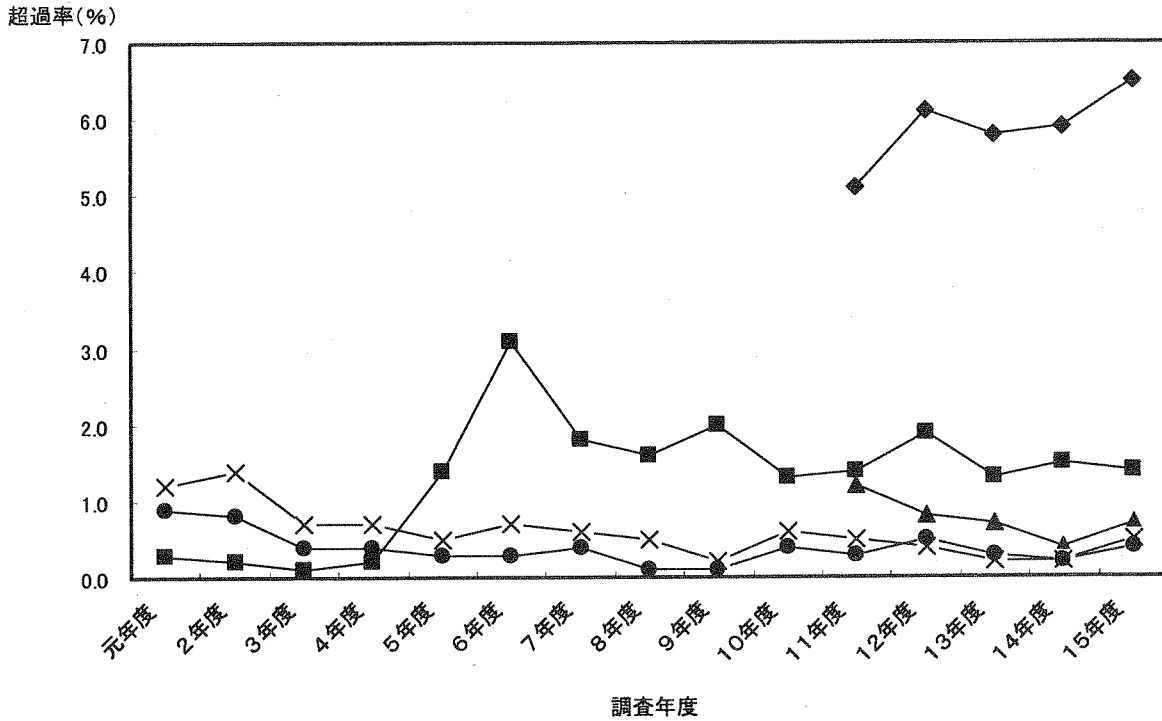


図1 概況調査における環境基準超過率の推移について

◆ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    ■ 砒素    ▲ ふっ素    × テトラクロロエチレン    ● トリクロロエチレン



- (注) 1. 概況調査における測定井戸は、年ごとに異なる。(同一の井戸で毎年測定を行っているわけではない。)  
 2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準とされていた。(砒素の評価基準は、平成5年に「0.05mg/L以下」から、「0.01mg/L以下」に改定された。)  
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成11年に環境基準に追加された。